



トピックス	TOP	MPD
S・A	2・3	2・3
論文	1	1

住居の不可侵



何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない(憲法35条1項)。

捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ(憲法35条2項)。

住居の不可侵の意義

住居の不可侵とは、住居等について、本人の承諾なしに**公権力による侵入**等を受けない権利をいう。

憲法35条は、人身の自由と密接に関わる私生活の場である住居の平穏やプライバシーを保護する観点から**令状主義**を定めたものである。

令状主義

令状主義とは、捜査機関は、裁判官の発する適法な令状によらなければ、**刑事手続上の強制処分**をなし得ないとする原則をいう。



住居の不可侵の内容

1 対象

憲法35条が明文をもって対象として規定しているものは、**住居、書類及び所持品**である。もっとも、これに限定されず、これに準じる私的領域も対象に含まれる(最判平29.3.15 GPS捜査事件)。

住居	私生活の中心となる個人の場所的支配領域をいう。 個人の居宅 に限られず、ホテル、会社、学校等、不特定多数人が出入りする場所であっても管理権者との関係で社会通念上、 他人がみだりに侵すことが許されないと認められる場所 は住居に含まれる。
書類及び所持品	現に身体に付けて 所持 しているものだけでなく、個人の私生活においてその 占有 に属する全ての書類・物件をいう。

2 行為

憲法35条が令状によらなければならないと定めている行為は、**侵入、捜索及び押収**である。

侵入	管理権者の意思に反して、人の住居に立ち入ることをいう。 管理権者のいない場所への立入りは「侵入」ではない。
捜索	物又は人を探すため住居の内部、所持品等を点検することである。 刑事訴訟法の「検証」は、物又は場所の状態を認識することであるが、憲法35条の「捜索」に含まれる。
押収	物の占有を 強制的 に取得することである。刑事訴訟法の「差押え」がこれに当たる。

3 令状

- 令状とは、捜査機関の請求により、若しくは裁判官自らの権限行使をする必要から発する**許可状**若しくは**命令状**をいう。
- 捜索差押令状は、個別の捜索・押収ごとにどこで何を差し押さえるのかが**明示・特定**されていないと認められず、明示・特定を欠いた「一般令状」は許されない。



押収すべき物の特定

判例

実務上、複数の物を具体的に記載した上、「その他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」と表示されることがあるが、かかる特定も許可状に記載された被疑事件に関係があり、例示の物件に準じられるような物を指すことが明らかであることから、本条に違反しない(最決昭33.7.29)。

4 令状主義の例外

- 憲法35条の令状主義の例外として挙げられる「第33条の場合」とは、**逮捕の際**という意味である。
- 逮捕には、**通常逮捕、現行犯逮捕及び準現行犯逮捕、緊急逮捕**が含まれる。

逮捕の際に捜索等が行われる場合には、犯行の嫌疑が明白であり、その必要性も高いことから令状が不要なのね。





マンガでTRY 法学論文 行政法



TOPの論文 **3**、TOP・MPDの論文 **2** とリンク！

追跡行為の違法性

A警部補らは、パトカーによる機動警ら中、速度違反車両を発見したことから、直ちに赤色警光灯を点灯してサイレンを吹鳴し、追跡を開始した。A警部補は車両番号を確認した後、当該車両の運転手に対してマイクで停止を求めたが、運転手はそれに従わずに逃走を続け、赤信号を無視してそのまま交差点を直進し、横断歩道を横断中の歩行者をはねて負傷させた。



問 A警部補らの追跡行為の適否について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡